

岩津小学校では、いじめ防止について、このように考えています！

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめを防止し子供の健全育成を図るために、子供たちに人間関係を築くスキルを養うことが必要となります。そのため、学校と家庭、地域が連携して子供を見守り、支援し続けることが大切です。子供たちの人間関係のトラブルには軽重があります。本校では、どんな小さな問題であっても丁寧に実態をつかみ、解決へ向かって子供たちが歩みだすことができるように指導していきます。そして、よりよい人間関係を築くスキルを高めることで、いじめ防止に努めます。

いじめのない、だれもが過ごしやすい学校をつくりましょう。保護者の方で何か気になることがありましたら、遠慮なく学校までお知らせください。

2 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 構成的グループエンカウンター（心を育てることを目的としたゲーム等を取り入れた体験）やソーシャルスキル（生活の中で人間関係を円滑にする適応能力）を高めるエクササイズを定期的実践し、互いに認め合うことのできる人間関係を築きます。

イ 子供の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。

エ ケータイ&スマホ安全教室を開催する等、情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深めさせ、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケート（年3回）や教育相談週間（年3回のハートフル週間）を定期的実施し、子供の小さなサインを見逃さないように努めます。

イ 教師と子供との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。

ウ PTAによる学校安全ボランティアや、地域住民によるパトロール隊の方と、子供の様子について気になることを情報交換します。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子供が相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら当事者双方と第三者の話をしっかりと聞き、事実を客観的に把握します。

イ 問題の事実と、子供の家庭的・社会的な背景を踏まえ、いじめを受けた子供を守り通すという姿勢で組織的に対応します。

ウ いじめた子供の保護者には、客観的で確かな事実を伝え、子供を健全育成するという視点から、共に解決策を考えます。

エ いじめが起きた集団に働きかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない雰囲気作りに努めます。

オ 保護者の協力、教職員の共通理解のもと、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

カ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応します。また、対応後も、当事者双方の様子を継続して観察し、再発防止に努めます。

3 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を計画し、子供理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による自己評価（7・1月）や保護者・児童への学校評価アンケート（12月）を実施し、委員会や学校評議員会の場でいじめに関する取組の検証を行います。